

議案第 95 号

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条
例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に、「証明」を「交付」に改め、同
項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続におけ
る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律
第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係
る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律
第 153 号）第 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書で失効して
いないものが記録されているものに限る。）の交付を受けている登録者は、
多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設
置する機器で証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該個人番
号カードを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登
録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明
書の交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で
定める日から施行する。

議案第95号参考資料

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものに限る。)の交付を受けている登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する機器で証明書等を発行する機能を有するものをいう。)に当該個人番号カードを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p><u>5 市長は、災害その他やむを得ない事由により前2項の規定による交付ができないときは、登録した印鑑を押印した証明書を交付することができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、災害その他やむを得ない事由により前項の規定による証明ができないときは、登録した印鑑を押印した証明書を交付することができる。</u></p>